

## 令和4年度 環境関連補助制度のお知らせ

ぜひ、ご活用ください。

### 住宅用エネルギーシステム設置費用

問合せ 環境課 環境保全担当 ☎ (38) 0401

再生可能エネルギーの利用を促進するため、住宅用エネルギーシステム（太陽光発電システムおよび蓄電システム【家庭用蓄電池】）を設置する方に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。



#### 対象

町内で、自ら居住している住宅、または自ら居住するために新築する予定の住宅に住宅用エネルギーシステムを設置する方

※次の①～④に該当する場合は申請できません。

- ①法人の場合
- ②賃貸目的の場合
- ③太陽光発電システムおよび蓄電システムの増設で申請する場合
- ④太陽光発電システムおよび蓄電システムが設置済みの中古住宅を購入する場合

予算額 310万円

申請開始日 4月1日(金)～(申込順)

#### 補助内容

- ・太陽光発電システム設置：5万円
- ・太陽光発電システムとHEMS同時設置：6万円
- ・蓄電システム設置：5万円

※事前申請が必要。各システム工事着工は、補助金交付決定以降であること。

申請方法 所定の申請書に必要書類を添えて、環境課窓口（環境センター）へ持参または郵送

申請書は、環境課窓口または町ホームページで取得いただけます。詳しくは、町ホームページ（右QRコード）をご覧ください。



### 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・V2H設備導入費用

問合せ 環境課 環境保全担当 ☎ (38) 0401

地球温暖化の防止や大気汚染の改善を目的に、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・V2H設備を導入する方に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。



対象 町内に住所を有している方

予算額 50万円

申請開始日 4月1日(金)～(申込順)

申請方法 所定の申請書に必要書類を添えて、環境課窓口（環境センター）へ持参または郵送

#### 補助内容

- ・電気自動車：5万円
- ・プラグインハイブリッド自動車：5万円
- ・V2H設備：5万円

※事前申請が必要。新車新規登録月日またはV2H設備の設置工事着工は、補助金交付決定以降であること。  
※車検証の所有者または使用者の名義が申請者となり、かつ、使用の本拠の位置が町内であること。  
V2H設備については、町内で自ら居住する住宅に設置するものであること。

申請書は、環境課窓口または町ホームページで取得いただけます。詳しくは、ホームページ（右QRコード）をご覧ください。



### 家庭でできるリサイクル

#### 生ごみ処理容器等購入費

問合せ 環境課 廃棄物担当 ☎ (38) 0401

家庭から排出される可燃ごみの約半分を生ごみが占めており、一般ごみの年間排出量の約3割以上を生ごみが占めていると言われています。

町では、家庭から排出される生ごみを減量するため、生ごみ処理容器および電気式生ごみ処理機を導入した方に、予算の範囲内において購入費の一部を補助します。



対象 町内に住所を有している方（法人を除く）

補助金額 容器等の購入額の3分の2(消費税分は除く)

生ごみ処理容器

(上限) 1基につき4,500円まで

生ごみ処理機

(上限) 1基につき20,000円まで

申請開始日 4月1日(金)～(申込順)

申請方法 所定の申請書に必要書類を添えて、環境課窓口（環境センター内）まで持参

※年度内における補助は、1世帯それぞれ1基まで。詳しくはお問合せください。

## 4月1日から 杉戸町立地適正化計画の策定に伴う 届出制度が始まりました

問合せ 都市施設整備課 都市計画整備担当  
内線375

立地適正化計画は、都市再生特別措置法に基づき、将来の人口減少・少子高齢化を見据えた持続可能なまちづくりを行っていく計画です。

町でも人口減少・少子高齢化が進み、令和27年には人口31,097人、そのうち65歳以上が45.3%になるという推計がされています。

人口構造の変化に伴い、税収が減少し、福祉に必要な予算が増加するなど、町の財政状況も一層厳しくなっていくことが予想されるため、長期的な時間軸で行政負担の少ないコンパクトなまちを目指して、立地適正化計画を策定しました。

### 都市機能誘導区域・居住誘導区域の設定

#### 【都市機能誘導区域】

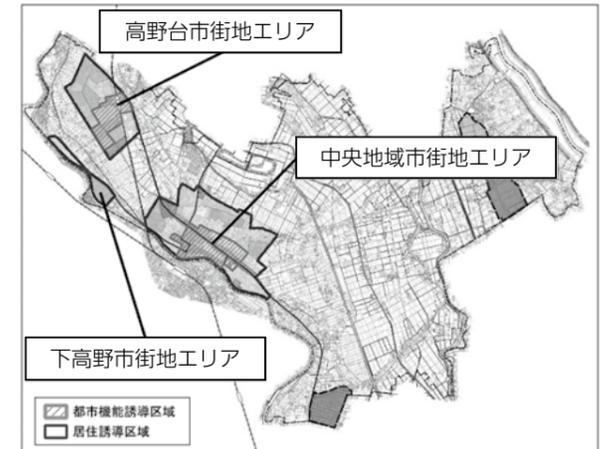
商業や医療などの都市機能誘導を目的とした区域

- ・中央地域市街地エリア
- ・高野台市街地エリア

#### 【居住誘導区域】

住宅などの集約を目的とした区域

- ・中央地域市街地エリア
- ・高野台市街地エリア
- ・下高野市街地エリア



### 4月1日から、届出が必要になりました

杉戸町立地適正化計画に基づき、次の行為を行う場合、30日前までに届出が必要になりました。

(立地適正化計画は、届出を求めるものであり、立地を規制するものではありません。)

- 【対象となる行為】
- ①居住誘導区域外で、一定規模以上の住宅の開発・建築行為
  - ②都市機能誘導区域外で、誘導施設の開発建築行為
  - ③都市機能誘導区域内で、誘導施設を休止・廃止する行為

### 誘導施設の設定

都市機能誘導施設	都市機能誘導区域		
	中央地域市街地エリア	高野台市街地エリア	
行政	役場本庁舎	●	—
地域福祉	地域包括支援センター	●	●
子育て	幼稚園、保育所、認定こども園	●	●
	子育て支援センター	●	●
商業	スーパーマーケット（1,000㎡未満）	●	◎
	大規模小売店（1,000㎡以上）	●	◎
医療	病院（病床数20床以上）	●	◎
金融	銀行・信用金庫、郵便局	●	●
教育文化	地域交流センター（文化複合施設）	●	◎

#### 【誘導施設】

都市再生特別措置法において、「医療施設、福祉施設、商業施設、その他の都市の居住者の共同の福祉、または利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの」となります。

- ：誘導施設に設定する。なお、現状立地している施設は維持を目指す。
- ◎：誘導施設に設定する。（現状立地していないが今後の誘導を目指す。）
- ：誘導施設に設定しない。（今後、必要に応じて誘導を検討する。）

※杉戸町立地適正化計画の詳細は町ホームページ（右QRコード）をご覧ください。

